

令和7年度 市民税・県民税 特別徴収のしおり

令和7年度 市民税・県民税の特別徴収について

市民税・県民税の特別徴収につきましては、平素より格別のご協力をいただき、誠にありがとうございます。

おかげをもちまして特別徴収による税収は、市の歳入の大きな財源となっております。

さて、本年度について貴事業所を市民税・県民税の特別徴収義務者として指定し、その取扱いをお願いすることになりました。事務を円滑に進めていただくため、「しおり」を作成しましたので、ご一覧のうえ、一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

男 鹿 市 長

目 次

特別徴収事務について	1
退職所得に係る特別徴収	3
納入書の訂正について	4
ゆうちょ銀行、郵便局の指定について	6
退職した方がいたら（一括徴収）	7
退職した方がいたら（普通徴収）	8
転勤した方がいたら	9
就職・復職した方がいたら	10

給与所得者異動届出書

給与所得者異動届出書（特別徴収への変更依頼書）

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

特別徴収税額給与所得・退職所得の納期の特例に関する申請書

特別徴収税額給与所得・退職所得の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

各届出書が複数枚必要な場合は、コピーしてお使いください。

また、男鹿市ホームページ（<http://www.city.oga.akita.jp/>）のくらしの情報→
くらし・手続きの申請書ダウンロード→税金→市税に関する申請書からダウンロードできます。

〒010-0595

秋田県男鹿市船川港船川字泉台66番地1

男鹿市総務企画部税務課

TEL 0185-24-9134

FAX 0185-24-4526

特別徴収事務について

1 納税義務者への通知書の交付

特別徴収する場合は、特別徴収義務者を通じて5月31日までに各納税義務者に年税額等を通知することになっていきますので、同封の通知書（納税義務者用）を納税義務者にすみやかに交付してください。退職その他の事由により、交付不能の場合は異動届出書を添えてお返しください。なお、通知した内容に誤りがありましたら税務課までご連絡ください。

2 税額の徴収および納入

● 月割額の徴収方法

別添『令和7年度給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）』に各納税義務者の6月から翌年5月までの月割額を算出してありますので、**6月以降に支払う給与から翌年5月まで毎月、その該当する月割額を差引き徴収し、翌月10日までに「納入書」により納入してください。**

※異動等により納入税額に変更が生じても新たに納付書は送付いたしませんので、納入書の税額を変更してお使いください。（P.4をご参照ください。）

● **納入期限** …… 月割額を徴収した月の翌月の10日（日曜日、祝祭日のときはその翌日、土曜日のときは翌々日）です。

● **納入場所**

(1) 納入のときは納入書の指定番号欄に特別徴収義務者指定番号または住所氏名（名称）、納入月、納入金額を必ず記入して下記の納付場所に納入してください。

- | | | |
|---------------------------|---------------------|---------------|
| 1. 秋田銀行本店・支店・出張所・男鹿市役所派出所 | 2. 北都銀行本店・支店 | 3. 秋田信用金庫船越支店 |
| 4. 秋田なまはげ農協各支店 | 5. 東北6県内のゆうちょ銀行・郵便局 | 6. 男鹿市役所若美支所 |

(2) 東北6県外のゆうちょ銀行・郵便局を利用される場合は、当市の指定を必要としますので、綴り込みの指定通知書に記入のうえ、ゆうちょ銀行・郵便局に提出してください。（P.6をご参照ください。）

3 納期限までに税金を納めなかった場合にとられる措置

納期限までに税金が完納されないときは、その翌日から納付の日までの期間の日数に応じ税額（1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が2,000円未満であるときは、その端数金額又は全額を切り捨てます。）に年14.6パーセント（納期限の翌日から1か月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の割合（各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、年14.6パーセントの割合にあってはその年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合））とします。）を乗じて計算した額の延滞金（100円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときはその端数金額又はその全額を切り捨てます。）を徴収します。

また、納期限までに納付しないため督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにこの税金を完納しないときは、滞納処分を受けることになります。

4 退職・その他異動した場合の手続き（給与所得者異動届出書（以下「異動届出書」の提出））

納税義務者が退職・その他異動したときは、下記の(1)(2)のいずれかの手続きをしてください。この手続きがないと滞納となり、督促を受けたり、納税義務者が一度に多額の税金を納めたりすることになりますので、忘れずに手続きをしてください。また、給与支払報告書を提出した者のうち、4月1日現在で退職等の異動が生じた場合は、4月15日までに給与支払報告書の提出先に異動届出書を提出してください（地方税法317条の6②）。

(1) 退職時に未徴収税額を一括徴収し納税する場合

納税義務者の退職により最終の給与または退職金から未徴収税額を一括して徴収したときは、翌月10日までに納入するとともに異動届出書も同日までに提出してください。なお、一括徴収する場合の取扱いは、退職等の発生時期により次のとおりとなります。本制度は納税義務者の納税の便宜を考えて設けられたものですので、ぜひご協力をお願いします。（P.7をご参照ください。）

- (ア) 給与の支払いを受けなくなった時期（退職等）が6月1日から12月31日までの場合は、納税義務者からの申し出により一括徴収してください。
- (イ) 給与の支払いを受けなくなった時期が1月1日から4月30日までの場合で、その年の5月31日までの間に支払われる給与または退職手当等が未徴収税額に相当する金額を超えるときは、納税義務者の申し出の有無によらず未徴収税額を一括徴収しなければなりません（死亡退職を除く、地方税法321条の5②）。

(2) 特別徴収から普通徴収に切替えて納税する場合

退職・死亡・長欠・育休・休職・会社解散等によって給与の支払いをしなくなった場合

は

翌月以降の納付額は徴収する義務が無くなります。

手続



異動届出書を作成し、翌月10日までに男鹿市長に提出してください。

（P.8をご参照ください。）

5 普通徴収から特別徴収に切替えの手続き（特別徴収への変更依頼書の提出）

入社により、普通徴収から特別徴収に切替えたい場合は、特別徴収への変更依頼書を提出してください。

なお、特別徴収への変更依頼書は、希望する特別徴収開始月の前月20日までに提出してください。納期限の過ぎた期の方は特別徴収に変更できません。

また、提出期限に間に合わなかった場合は、希望していただいた特別徴収開始月より後の月でお願いする場合があります。（P.10をご参照ください。）

6 事業所の名称・所在地等の変更があったとき

別紙「特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書」を提出してください。

退職所得に係る特別徴収

● 退職所得に係る市民税・県民税の特別徴収

退職所得に対する個人の市民税・県民税は、退職手当等の支払いの際に、所得税の場合と同様に、退職手当等の支払者がその税額を計算し、その税額を退職手当等から徴収して、納入していただくことになっています。

● 特別徴収義務者は

退職手当等の支払いをする者が特別徴収義務者です。特別徴収義務者は退職手当等の支払いをする際に、その退職手当等について退職所得に係る個人の市民税・県民税を徴収し、納入しなければなりません。

● 納税義務者は

退職所得に対する個人の市民税・県民税の納税義務者は、男鹿市内に住所を有する者で、退職手当等の支払いを受ける方です。

● 納入すべき市町村は

退職所得にかかる市民税・県民税の課税は、退職手当等の支払いを受ける方（退職者）の令和7年1月1日現在の住所所在地の市町村です。したがって、退職手当等から徴収した個人の市民税・県民税は、退職者の1月1日現在の住所所在地の市町村に納入していただくことになります。

ただし、令和8年1月1日以降に退職する場合は、令和8年1月1日現在の住所所在地の市町村に納入してください。その時には、一括徴収税額と退職所得に係る特別徴収税額を納入すべき市町村が異なる場合があります。

● 退職手当等の支払いを受けるべき日は

退職手当等について支払いを受けるべき日、すなわち退職所得についての収入金額の権利を確定する時期は、原則として退職した日となります。ただし、会社の役員等の退職手当等で、会社の定款、その他の定めにより株主総会の決議を要するものについては、その決議があった時になります。

● 退職所得の控除額は

勤続年数	控 除 額
20年以下	40万円×勤続年数 (80万円に満たない場合は80万円)
20年超	800万円+70万円×(勤続年数-20年)

※ 勤続年数に端数があるときは、切り上げて算定します。
(例) 10年2ヵ月→11年

● 税額の算出

市民税・県民税の所得割の税率が10%（市民税6%・県民税4%）となっており、次の算式により算出されます。

退職手当等
収入金額

-

退職所得
控 除 額

=

退職所得控除後の
退職手当等の金額

×

※
2分の1

(千円未満の端数切捨て)

×

①+②=特別徴収税額

①市民税6%
②県民税4%

(百円未満の端数切捨て)

※ 勤続年数が5年以下の法人役員等が支払いを受ける退職金については適用がありません。

(3)

納入書の訂正について

当初の納入書の金額を、黒のボールペンで訂正してご利用ください。(納入書は再送付されませんのでご注意ください)

例：特別徴収税額の納入金額に変更があった場合

秋田県男鹿市 個人市民税・個人県民税・森林環境税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指 定 番 号	納入金額①
	0012345678	245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し納入金額②の欄に記入してください。	給与分 (※世帯)	215500
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料	
	合計額	215500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

秋田県男鹿市 個人市民税・個人県民税・森林環境税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指 定 番 号	納入金額①
	0012345678	245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し納入金額②の欄に記入してください。	給与分 (※世帯)	215500
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料	
	合計額	215500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

秋田県男鹿市 個人市民税・個人県民税・森林環境税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指 定 番 号	納入金額①
	0012345678	245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し納入金額②の欄に記入してください。	給与分 (※世帯)	215500
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料	
	合計額	215500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり通知します。(受付店→秋田銀行男鹿支店→男鹿市)(市保管)

例：特別徴収税額を予備の用紙で納入する場合

秋田県男鹿市 個人市民税・個人県民税・森林環境税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指 定 番 号	納入金額①
	0012345678	
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し納入金額②の欄に記入してください。	給与分 (※世帯)	215500
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料	
	合計額	215500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり領収しました。(納入者保管)

秋田県男鹿市 個人市民税・個人県民税・森林環境税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指 定 番 号	納入金額①
	0012345678	
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し納入金額②の欄に記入してください。	給与分 (※世帯)	215500
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料	
	合計額	215500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり納入します。(金融機関保管)

秋田県男鹿市 個人市民税・個人県民税・森林環境税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指 定 番 号	納入金額①
	0012345678	
納入すべき金額が右の納入金額①の欄の金額と異なるときは、納入金額①の欄を横線で抹消し納入金額②の欄に記入してください。	給与分 (※世帯)	215500
	退職所得分	
	延滞金	
納期限 令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料	
	合計額	215500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり通知します。(受付店→秋田銀行男鹿支店→男鹿市)(市保管)

例：退職所得分と一緒に納入する場合

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 領収証書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指定番号	納入金額1)
	0012345678	245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 (所得)	215500
	退職所得分	100000
	延滞金	
納期限	令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料
	合計額	315500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は 住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は 氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり領収しました。

(納入者保管)

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指定番号	納入金額1)
	0012345678	245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 (所得)	215500
	退職所得分	100000
	延滞金	
納期限	令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料
	合計額	315500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は 住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は 氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり納入します。

(金融機関保管)

秋田県男鹿市 個人市民税 個人県民税 森林環境税 納入済通知書 ㊦

市区町村コード	口座番号	加入者名
052060	02580-5-960035	男鹿市会計管理者
令和 7 年 7 月分	指定番号	納入金額1)
	0012345678	245,500 円
納入すべき金額が右の納入金額1)の欄の金額と異なるときは、納入金額1)の欄を横線で抹消し納入金額2)の欄に記入してください。	給与分 (所得)	888215500
	退職所得分	888100000
	延滞金	888888888
納期限	令和 7 年 8 月 10 日	督促手数料
	合計額	888315500
(特別徴収義務者) 〒 010-0595		
所在地 又は 住所	男鹿市船川港船川字泉台66-1	
名称 又は 氏名	株式会社 男鹿市工業 様	

上記のとおり通知します。

(受付店→秋田銀行男鹿支店→男鹿市) (市保管)

納入済通知書の納入金額欄に〒記号は記入しないでください。

納期の特例について

1 つぎの要件に該当する特別徴収義務者は、市長の承認によって特別徴収税額を年2回に分けて納入することができます。

- (1) 給与の支払いを受ける者が（男鹿市内、市外を問わず）常時10人未満であること。
- (2) 市税の滞納、納付の遅納がないこと（やむを得ないと認められる場合を除く）。
- (3) この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。

2 納入の仕方

6月から11月分の納入については12月10日までに、12月から翌年5月分までは、翌年6月10日（日曜日、祝祭日のときはその翌日、土曜日の時は翌々日）までにお納めください。

3 申請について

「納期の特例に関する申請書」に必要事項を記入のうえ提出してください。前年度に納期の特例を承認された事業所は、引き続き特例が適用になります。

※納期の特例が適用になっている事業所で、給与の支払いを受ける方が常時10人未満でなくなったときは、速やかに「納期の特例の要件を欠いた場合の届出書」を提出してください。

ゆうちょ銀行、郵便局の指定について

特別徴収税額の納入に東北6県外のゆうちょ銀行、郵便局を利用される場合は、当市の金融機関として指定しなければなりませんので右の「指定通知書」に利用されるゆうちょ銀行、郵便局名および貴事業所名を記入のうえ、最初に納入される際そのゆうちょ銀行、郵便局に提出してください。

前年度利用されたゆうちょ銀行、郵便局は本年度も引き続き利用できますので「指定通知書」を提出する必要はありません。

ただし、ゆうちょ銀行、郵便局名の改称等があった場合には、改めて「指定通知書」の提出が必要となります。

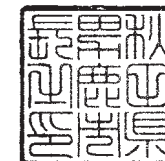
※提出方法について

指定の通知書と納入書をお持ちになりゆうちょ銀行、郵便局へ提出してください。提出した月の分からゆうちょ銀行、郵便局での納付が可能となります。

令和 年 月 日

様

秋田県 男鹿市長



指 定 通 知 書

貴行・局を地方税法第321条の5第4項の規定により市民税・県民税特別徴収の取扱機関に指定しましたから通知します。

記

口座番号	02580-5-960035
加入者名	男鹿市会計管理者
取りまとめ局	仙台貯金事務センター (980-8794)

事業所名

退職した方がいたら（一括徴収）・・・

- 1 退職した方の退職後の特別徴収税額を、退職時の給与や退職金などからまとめて徴収し、納入することを一括徴収といいます。
- 2 6月から12月までに退職した場合は、本人の申し出により一括徴収することができます。
- 3 1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することが地方税法によって義務づけられています。

退 職（一括徴収）

－記入例－

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

		年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度																			
男鹿市長 様 令和 7 年 12 月 2 日提出		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1										特別徴収義務者 指 定 番 号		009999999							
			フリガナ	カブシキガイシャ オガシコウギョウ										担 連 当 絡 者 先	所 属	経 理 係							
			氏名又は名称	株式会社 男鹿市工業 男鹿 太郎											氏 名	秋 田 花 子							
			個人番号 又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	←個人番号の記載に当たっては、 左側を空欄とし、右詰めで記載	電 話	0185-23-2111 内線（ 1306 ）			
給 与 所 得 者	フリガナ	アキ タ ジ ロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法						
	氏 名	秋 田 次 郎																					
	生年月日	T・S・H 45 年 10 月 1 日																					
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	18,000 円	6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで	7 年 11 月 20 日	1 右から 番号を 記 入	1. 退職・長 2. 転職・職 3. 死 亡 4. 欠 勤 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	2 右から 番号を 記 入	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 （本人納付）		
	宛名番号	00001										9,000 円	9,000 円		11 月 20 日	1 右から 番号を 記 入	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 （本人納付）						
	1月1日 現在の住所	男鹿市角間崎字家ノ下452																					
異動後の 住所	男鹿市角間崎字家ノ下452																						
1. 特別徴収継続の場合																							
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。											
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属								受 給 者 番 号		
	フリガナ												氏 名									納 入 書 の 要 否 （新規の場合のみ記載）	右から 番号を 記 入
	氏名又は名称											電 話	内 線 ()										
2. 一括徴収の場合																							
理 由	1 右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。								
												11 月 15 日	9,000 円										
3. 普通徴収の場合																							
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村 記入欄	区分	入 力		確 認		送付日					
		LAN	／		／		／																
		INS	／		／		／																

退職した方がいたら（普通徴収）…

- 1 6月から12月までに退職し、一括徴収の申し出がない場合、特別徴収できなくなった税額（未徴収税額）は普通徴収という方法で本人に納付していただきます。
普通徴収の納期は6月、8月、10月、翌1月の4回です。退職の時期によって1～4回に分けて納付していただくことになりますので、退職される方にも予めご説明ください。
- 2 下の例では、(ウ)未徴収税額9,000円を1月納付の1回で納付していただくことになります。

退職（普通徴収） ー記入例ー

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

		年 度		① 現年度 2. 新年度 3. 両年度																	
男鹿市長 様 令和 7 年 12 月 2 日提出		給与支払者 〔特別徴収者〕	所在地	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1										特別徴収義務者 指 定 番 号		009999999					
			フリガナ	カブシキガイシャ オガシコウギョウ										担 連 当 絡 者 先	所 属	経 理 係					
			氏名又は名称	株式会社 男鹿市工業 男鹿 太郎											氏 名	秋 田 花 子					
			個人番号 又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	←個人番号の記載に当たっては、 左側を空欄とし、右詰めで記載	電 話	0185-23-2111 内線（ 1306 ）	
給 与 所 得 者	フリガナ	アキ タ ジ ロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法				
	氏 名	秋 田 次 郎																			
	生年月日	T・S・H 45 年 10 月 1 日																			
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	18,000 円	6 月から 11 月まで	12 月から 5 月まで	7 年 11 月 20 日	1 右から 番号を 記 入 1. 退職・長 2. 転職・勤 3. 休職・欠 4. 死 亡 5. 支払少額・不定期 6. 合併・解散 7. その他 〔事由・理由〕	3 右から 番号を 記 入 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 （本人納付）		
	宛名番号	00001										9,000 円	9,000 円								
	1月1日 現在の住所	男鹿市角間崎字家ノ下452																			
異動後の 住所	男鹿市角間崎字家ノ下452																				
1. 特別徴収継続の場合																					
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号	新規 法人番号										新しい勤務先へは、月割額 _____ 円を _____ 月分（翌月10日納入期限分）から 徴収し、納入するよう連絡済みです。									
	所 在 地	〒										担 当 者 連 絡 先	所 属						受 給 者 番 号		
	フリガナ												氏 名								
	氏名又は名称											電 話	内 線 （ ）					納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	右から 番号を 記 入 1. 必要 2. 不要		
2. 一括徴収の場合																					
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日	徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 _____ 月分（翌月10日納入期限分）で 納入します。						
		月 日		円																	
3. 普通徴収の場合																					
理 由	1 右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 7 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄	区分	入 力		確 認		送付日			
		LAN	／		／		／														
		INS		／																	

転勤した方がいたら…

1 転勤先で特別徴収を継続する場合は、お手数ですが転勤先に月割額等をご連絡くださるようお願いいたします。

転勤

－記入例－

給与支払報告
特別徴収

に係る給与所得者異動届出書

年度

① 現年度 2. 新年度 3. 両年度

男鹿市長 様 令和 7 年 12 月 2 日提出	〔義 務 者〕 給 与 支 払 者	所 在 地	〒010-0595 男鹿市船川港船川字泉台66-1										特別徴収義務者 指 定 番 号		009999999													
		フリガナ	カブシキガイシャ オガシコウギョウ										担 連 当 絡 者 先	所 属	経 理 係													
		氏名又は名称	株式会社 男鹿市工業 男鹿 太郎											氏 名	秋 田 花 子													
		個人番号 又は法人番号	9	8	7	6	5	4	3	2	1	0		9	8	7	←個人番号の記載に当たっては、 左側を空欄とし、右詰めで記載	電 話	0185-23-2111 内線 (1306)									
給 与 所 得 者	フリガナ	アキ タ ジ ロウ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法											
	氏 名	秋 田 次 郎																										
	生年月日	T・S・H 45 年 10 月 1 日																										
	個人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0							1	2									
	宛名番号	00001																										
1月1日 現在の住所	男鹿市角間崎字家ノ下452										12,000 円	6 月 から 11 月 まで 6,000 円	12 月 から 5 月 まで 6,000 円	7 年 11 月 20 日	2 右から 番号を 記 入 〔 1. 退職・長 2. 転職・不定期 3. 死亡 4. 死 5. 支払少額・解 6. 合併・解散 7. その他 事由・理由 〕	1 右から 番号を 記 入 〔 1. 特別徴収継続 2. 一括徴収 3. 普通徴収 (本人納付) 〕												
異動後の 住所	男鹿市角間崎字家ノ下452																											
1. 特別徴収継続の場合																												
新 し い 勤 務 先	(特別 徴収 義務 者)	特別徴収義務者 指 定 番 号	123456789										新規	法人番号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	0	1	2	3	新しい勤務先へは、月割額 1,000 円を 12 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。
		所 在 地	〒010-0511 男鹿市船川港船川字片田74										担 当 者 連 絡 先	所 属	経 理 係					受 給 者 番 号								
		フリガナ	カブシキガイシャ アキタサンギョウ											氏 名	秋 田 花 男													
		氏名又は名称	株式会社 秋田産業 秋 田 三 郎											電 話	018-24-3400 内線 (1307)						納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)	2 右から 番号を 記 入 〔 1. 必要 2. 不要 〕						
2. 一括徴収の場合																												
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)		左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。												
		月 日		円																								
3. 普通徴収の場合																												
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										※市町村記入欄	区分	入 力		確 認		送付日										
		LAN	／		／		／																					
		INS	／		／		／																					

- 1 就職・復職などで特別徴収に切替えたい方がいる場合、下の例を参考に記入し、本人宛に通知した納税通知書（普通徴収）を添えて提出してください。
また、領収印がついている納付書は本人が保管してください。
- 2 特別徴収を開始できる月を必ず記入してください。
- 3 納付期限を過ぎた期の分は特別徴収に切替えできませんので、本人宛に送付された納付書で納めていただきますようご連絡ください。

—記入例—

(特別徴収への変更依頼書)

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

(10)

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
男鹿市長 様 令和 年 月 日提出										給与支払者 〔特別徴収者〕	所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
											フリガナ												担 連 当 絡 者 先	所 属			
											氏名又は名称													氏 名			
											個人番号 又は法人番号																←個人番号の記載に当たっては、 左側を空欄とし、右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法											
	氏 名																										
	生年月日		T・S・H 年 月 日																								
	個人番号																										
	宛名番号											月	から	月	から	年	月	日	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 右から 番号を 記 入	職 勤 動 欠 亡 期 散 他 の 解 雇 事 由 ・ 理 由	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)						
	1月1日 現在の住所											月	まで	月	まで												
異動後の 住所											円		円		円												

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。														
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規										法人番号																
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先	所 属															
	フリガナ													氏 名															
氏名又は名称												電 話	内線（ ）										受 給 者 番 号						
																								納 入 書 の 要 否 (新規の場合のみ記載)		右から 番号を 記 入 1. 必要 2. 不要			

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。					
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)						
		2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										月 日		円						

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄	区 分	入 力		確 認		送 付 日
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため										LAN	/			/		/			
		2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため										INS	/			/		/			
3. 死亡による退職であるため																					

※1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することが地方税法によって義務づけられています。

給与支払報告
特別徴収に係る給与所得者異動届出書

															年 度		1. 現年度 2. 新年度 3. 両年度										
男鹿市長 様 令和 年 月 日提出										給与支払者 〔特別徴収者〕	所 在 地		〒										特別徴収義務者 指 定 番 号				
											フリガナ												担 連 当 絡 者 先	所 属			
											氏名又は名称													氏 名			
											個人番号 又は法人番号																←個人番号の記載に当たっては、 左側を空欄とし、右詰めで記載
給 与 所 得 者	フリガナ										(ア) 特別徴収税額 (年税額)	(イ) 徴収済額	(ウ) 未徴収税額 (ア)－(イ)	異 動 日 年 月 日	異 動 の 事 由	異動後の未徴収 税額の徴収方法											
	氏 名																										
	生年月日		T・S・H 年 月 日																								
	個人番号																										
	宛名番号											月	から	月	から	年	月	日	1. 退 2. 転 3. 休 4. 死 5. 支 6. 合 7. そ 右から 番号を 記 入	職 勤 動 欠 亡 期 散 他 の 解 雇 事 由 ・ 理 由	1. 特別徴収継続 2. 一 括 徴 収 3. 普 通 徴 収 (本人納付)						
	1月1日 現在の住所											月	まで	月	まで												
異動後の 住所											円		円		円												

1. 特別徴収継続の場合															新しい勤務先へは、月割額 円を 月分(翌月10日納入期限分) から 徴収し、納入するよう連絡済みです。												
新 し い 勤 務 先	特別徴収義務者 指 定 番 号		新規										法人番号														
	所 在 地		〒										担 当 者 連 絡 先	所 属													
	フリガナ													氏 名													
氏名又は名称												電 話	内線（ ）										受 給 者 番 号				
														納入書の要否 (新規の場合のみ記載)										右から 番号を 記 入		1. 必要 2. 不要	

2. 一括徴収の場合															左記の一括徴収した税額は、 月分(翌月10日納入期限分) で 納入します。				
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出があったため 2. 異動が令和 年1月1日以降で、特別徴収の継続の申出がないため										徴収予定月日		徴収予定額 (上記(ウ)と同額)					
												月 日		円					

3. 普通徴収の場合															※市町村記入欄	区分	入 力		確 認		送付日
理 由	右から 番号を 記 入	1. 異動が令和 年12月31日までで、一括徴収の申出がないため 2. 令和 年5月31日までに支払われるべき給与又は退職手当等の額が未徴収税額(ウ)以下であるため 3. 死亡による退職であるため										LAN	/			/		/			
												INS	/								

※1月から4月までに退職した場合は、本人の申し出とは関係なく一括徴収することが地方税法によって義務づけられています。

◎異動があった場合は、すみやかに提出してください。

令和 年 月 日 男鹿市長 様	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地	〒	特別徴収義務者指定番号									
		フリガナ											
		名 称		個人番号又は法人番号									
		代表者の 職 氏 名		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電話番号	係	係							
					氏 名								
	電 話												

次の納税者について 普通徴収の 年度 期分以降を 月分（ 月 日 納期限）から特別徴収に切り替えます。

住 所 _____

(フリガナ)

氏 名 _____ 生年月日 T・S・H 年 月 日 _____

年税額 _____ 円 （納付済額 _____ 円）

特別徴収義務者の所在地・名称変更届出書

※ 変更があった場合は、すみやかに提出してください。

区 分	入 力	確 認
INS	/	/

令和 年 月 日 男鹿市長 様	給 与 支 払 者 （特別徴収義務者）	所 在 地	〒										特別徴収義務者指定番号									
		フリガナ																				
		名 称											個人番号又は法人番号									
		代表者の 職 氏 名																				
		連絡者の係 及び氏名 並びにその 電 話 番 号	係	係																		
			氏名																			
			電話																			

[illegible]

令和 年度 特別徴収税額〔給与所得〕の納期の特例に関する申請書														区 分		入 力		確 認		送付日	
														INS		/		/			
男 鹿 市 長 様 令和 年 月 日 提出			給 与 支 払 者 （ 特 別 徴 収 義 務 者 ）	所 在 地	〒									特別徴収義務者指定番号							
				名 称 (氏 名)	フリガナ									連絡先	所 属						
															担当者名						
					個 人 番 号 又は法人番号													電話番号		() -	

地方税法第321条の5の2第1項（同法第328条の5第3項において準用する場合を含む）の規定による特別徴収税額の納期の特例について承認を申請します。

特例の適用を受けようとする税額		令和 年 月以降に支給する給与所得・退職所得から徴収する税額											
		常時勤務者			給与支払額			臨時雇用者			給与支払額		
申請前6ヶ月間の各月末の給与 の支払を受ける者の人員及び各 月の支払金額	年 月	人			円			人			円		
	年 月	人			円			人			円		
	年 月	人			円			人			円		
	年 月	人			円			人			円		
	年 月	人			円			人			円		
	年 月	人			円			人			円		
最近において市税の滞納、納付遅延があり、それがやむを得ない 事由がある場合はその事由の詳細													
この申請書を提出した日以前1年以内に納期の特例につきその承認の取消通知を受けたことの有無		有 ・ 無			取消通知年月日			令和 年 月 日					

申請についての説明及び注意
申請の承認を受けようとする特別徴収義務者は
1. 給与の支払いを受ける者が常時10人未満であること。
2. 市税の滞納、納付の遅納のないこと（やむを得ないと認められる場合を除く）。
3. この申請書を提出した日以前、1年以内に納期の特例につき、その承認の取消通知を受け取ったことがないこと。
以上の要件に該当し、承認を受けた以後に給与の支払いを受ける者が常時10人以上となった場合は、速やかにその旨を市長に届け出なければなりません。

令和 年度 特別徴収税額〔給与所得
退職所得〕の納期の特例の要件を欠いた場合の届出書

区 分	入 力	確 認	送付日
INS	/	/	

男 鹿 市 長 様 令和 年 月 日 提出	給 与 支 払 者 (特別徴収義務者)	所 在 地	〒										特別徴収義務者指定番号									
		名 称 (氏 名)	フリガナ										連絡先	所 属								
			個 人 番 号 又は法人番号														担当者名					
																		電話番号	() -			

地方税法第321条の5の2第2項の規定により、下記のとおり提出します。

給 与 の 支 払 を 受ける者が常時10人 未満でなくなった事実	(例) 経営規模拡大により、新規に従業員を5人雇用したため、常時10人未満の条件を満たさなくなったことによる。
---	---

申請についての説明及び注意

1. 納期特例の承認後、給与を受ける者が常時10人以上になった場合は、この届出書を速やかに市長に届け出なければなりません。